

船舶事故調査報告書

令和5年2月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和4年6月19日 11時00分ごろ
発生場所	山梨県富士河口湖町河口湖大橋付近（河口湖東部） 小立 ^{こだち} 四等三角点から真方位068°470m付近 （概位 北緯35°30.7′ 東経138°45.8′）
事故の概要	遊覧船シルクロードは、南東進中、また、プレジャーボートサウザンド・サニー号は、北東進中、両船が衝突した。 シルクロードは、旅客4人及び船長が負傷し、船首部外板に亀裂等を生じ、また、サウザンド・サニー号は、船長が負傷し、左舷船尾部ブルワークの破損等を生じた。
事故調査の経過	令和4年6月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊覧船 シルクロード、0.7トン 241-18182山梨、個人所有 4.55m (Lr) × 1.94m × 0.82m、FRP ガソリン機関、95.62kW、不詳 B プレジャーボート サウザンド・サニー号、0.6トン 231-20214静岡、個人所有 4.44m (Lr) × 2.14m × 0.73m、FRP ガソリン機関、66.20kW、平成15年10月
乗組員等に関する情報	A 船長A 84歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年12月20日 免許証交付日 平成31年1月21日 (令和6年10月21日まで有効) B 船長B 48歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年7月30日 免許証交付日 令和元年7月11日 (令和6年7月29日まで有効)
死傷者等	A 重傷 1人（船長A）、軽傷 4人（旅客）

	B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部外板に亀裂及び擦過傷 B 左舷船尾部ブルワークに破損、同部の外板及び船底外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、操縦席後方の客席2列に旅客4人を乗せ、河口湖遊覧の目的で、令和4年6月19日10時45分ごろ富士河口湖町船津の係留棧橋を出航し、同湖西部に向かった。（写真1参照）</p>  <p style="text-align: center;">写真1 A船</p> <p>本船は、河口湖西部で折り返して帰航を始め、富士河口湖町八木崎公園北方沖で右転し、河口湖大橋下の南西寄りを通る進路で、同橋西側の水域を約30～40km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で南東進した。</p> <p>船長Aは、右舷船首方の河口湖大橋南西側のたもと付近に漂泊中のB船を認めたが、停船しているので航行の支障とはならないと思い、また、同橋東側の水域に約10隻の釣りボート（以下「ボート群」という。）が広がって漂泊しており、同橋を通過したのちに、左方に迂回してボート群を右舷に見て航行しようと思った。</p> <p>船長Aは、約500～600m前方のボート群に注意を向けて航行を続けていたところ、北東方向に移動を始めたB船がA船の前路を左方へ横切る態勢で接近していることに気付かずに南東進を続け、11時00分ごろ、右舷船首方至近にB船を認めたが、どうすることもできず、A船の船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、衝突の衝撃で胸部を舵輪に強打したものの自力で航行して係留棧橋に戻り、陸上にいた知人に救急等への連絡を依頼した後、救急車で山梨県富士吉田市所在の病院に搬送され、右多発肋骨骨折、右外傷性血気胸と診断された。</p> <p>旅客4人は、救急車等で富士吉田市所在の病院に搬送され、それぞれ頸椎捻挫、打撲等と診断された。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組んで釣りの大会に参加しており、</p>

08時30分ごろ富士河口湖町大池公園沿いの浜を出航した。(写真2参照)



写真2 B船(本事故前)

船長Bは、場所を変えながら釣りを行った後、河口湖大橋南西側のたもと付近でB船の船首を北東方に向け、漂泊して釣りを行っていた。

船長Bは、釣りを始めてから釣果がなく、次の釣り場として河口湖大橋北東側のたもと付近に移動することとし、船首側で使用していた電動船外機を揚収し、操縦席に移動して主機を始動させながら周囲を確認したが、一刻も早く次の釣り場に移動したいと考えていて、左舷船首方を南東進しているA船に気付かずにB船を発進させた。

船長Bは、右舷船首方の次の釣り場に意識が向いていたことで、A船がB船の前路を右方へ横切る態勢で接近していることに気付かずに北東方向に増速を続け、約35～45km/hの速力となったとき、左舷船尾側至近にA船を認めたが、どうすることもできず、A船と衝突した。

船長Bは、近くの栈橋にB船を係留させ、大会関係者へ本事故の発生について連絡した後、大会関係者の自動車でA船の係留場所へ移動し、事故後の対応に当たった。

船長Bは、後日、首に痛みがあったので病院を受診し、頸椎捻挫と診断された。

(付図1 事故発生経過概略図 参照)

その他の事項

河口湖では、本事故当時、釣りの大会の参加者で、ふだんよりも多数の釣りボートが出艇していた。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

A あり、B あり
A なし、B なし
A なし、B なし

A船は、河口湖東部の河口湖大橋西側を南東進中、船長Aが、右舷船首方に漂泊しているB船を認めたが、河口湖大橋東側の水域で漂泊しているボート群に注意を向けて航行していたことから、B船が北東進を始めて接近していることに気付かず、B船と衝突したのと考え

	<p>られる。</p> <p>船長Aは、河口湖大橋を通過したのちに、同橋東側の水域で漂泊しているボート群を避けて左方に迂回し、ボート群を右舷に見て航行しようと思ったことから、ボート群に注意を向けていたものと考えられる。</p> <p>B船は、河口湖東部の河口湖大橋南西側のたもと付近で船首を北東方向に向けて漂泊中、船長Bが、次の釣り場に移動する際、同釣り場に意識が向いた状態で発進して航行したことから、左方から接近するA船に気付かずに北東方向に増速を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、釣りを始めてから釣果がなく、一刻も早く次の釣り場に移動したいと考えていたことから、同釣り場に意識が向いた状態であったものと考えられる。</p> <p>A船及びB船は、本事故当時、ふだんよりも多数の釣りボートが出艇している状況において、A船が約30～40km/hの速力で航行し、また、B船が約35～45km/hの速力まで増速中であったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、河口湖東部の河口湖大橋西側において、A船が南東進中、B船が漂泊中、船長Aが、同橋東側の水域で漂泊しているボート群に注意を向けて航行し、また、船長Bが、次の釣り場に意識が向いた状態で発進して航行したため、互いに接近していることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中の船舶の船長は、一方のみに注意を向けず、周囲の見張りを適切に行うとともに、漂泊中の船舶が急に発進する場合に備え、当該船舶の動静に留意すること。 ・漂泊中の船舶の船長は、移動を開始する際、周囲の状況をしっかりと確認するとともに、発進後、操船に集中して周囲の見張りを適切に行うこと。 ・船長は、多数の船舶が出艇している水域や橋脚の近く等を航行する場合、急発進や急加速を控えるとともに、速力を落として航行すること。

付図1 事故発生経過概略図

